

372-576



1200501449208

米國に於ける失業準備金制度

昭和八年八月

經濟資料第二十四輯

全國產業團體聯合會事務局

本パンフレットの寸法は商工省工業品規格統一調査會決定に係る「紙の仕上寸法規格」中のA列5番(148mm×210mm)に準據したものである



始



凡 例

近年米國産業界に於ては失業保険に代る制度として、會社独自の失業手当準備基金を設置する運動が旺んになりつゝある。本聯合會に於ても先般來解雇手当制度の整備統一に關し寄々研究を試みつゝある折柄、調査上の參考として米國の代表的該制度に就て紹介を試みることにした。因に本調査は全米産業調査會刊行の *Essentials of a Program of Unemployment Reserves, 1933* に據つたものである。

昭和八年八月

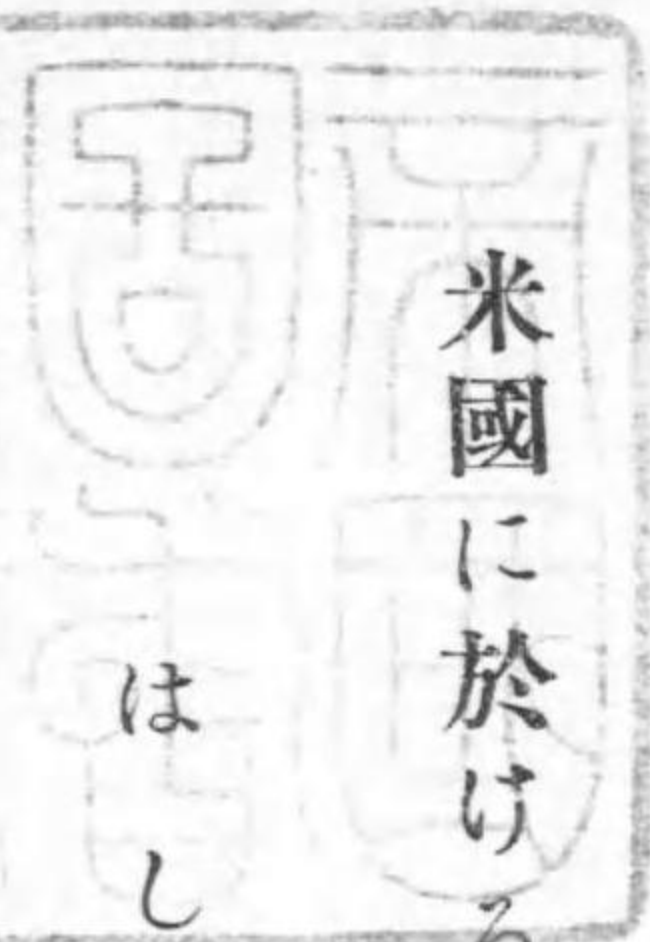


372-576

目次

はしがき	一
一、無醱金制度	一
二、共同基金醱金制度	六
三、個人基金醱金制度	一一
四、個人及共同基金併用醱金制度	一四
附録 就業保障及失業準備金制度一覽表	一

米國に於ける失業準備金制度



はしがき

現在米國で行はれてゐる失業基金制度には種々の態様があるが、基金の積立並に管理方法の如何に依つて之を分類すると、(一)基金を雇主及び被傭者が共同で積立てる醜金制度と、(二)雇主のみが負擔する無醜金制度及び、(三)基金を共同に管理する共同基金と、(四)個人毎に別計算を以てする個人基金等がある。

以下此の分類に従つて、ウイスクンシン州産業委員會が代表的制度であると認定した數種の實例を左に紹介しよう。

一、無醜金制度

ロチェスター失業補償制度 (Rochester Unemployment Benefit Plan) — 實施期日 — 一九三三年一

月一日)

(一) 適用範圍

勤続一年以上且つ一週の所得五十弗以下の被備者を以て被適用者と定むる。

(二) 失業基金

會社は一九三一年の當初失業基金を創設し、之れに對して毎年積立を行ふ。而して其の醜金額を如何に定むべきかは、雇傭安定の程度と過去の經驗とにより十分算定し得るものとして、基金が五ヶ年間の醜金總額に達するまでは支拂賃銀の二%を醜出してゐる。

基金を他に投資して得た諸利益は之れを基金に繰入れることは勿論、規定した最高額外に補償金を給付した場合には、正規の醜金率に基き臨時醜金をなすことになる。一九三三年一月以降、失業者が激増して基金に動搖を來たしたから會社は遂に非常醜金制を實施するに至つた。即ち該制度に據れば會社及全被備者は支拂賃銀の各一%を會社が非常時解消を發表するまでは基金に積立てることになつた。

(三) 管理及運用

失業基金制度の管理及運用の爲め會社は特に委員を指名し、委員會は會社の重役會の指圖に従ふの

である。

(四) 補償額

失業補償額は失業者の平均週所得の五〇%で毎週給付される。但し最高は週額二十二弗五十仙であつて、平均所得の算出方法は平常の雇傭状態に於ける過去三ヶ月間の所得の週平均である。勿論時間外労働は含まれてゐない。

(五) 待 期

補償金は繼續的に二週間失業した者に對してのみ給付される。

(六) 支給最長期間

補償金を支給する最長期間は繼續十二ヶ月間又は休職の一繼續期間となつてゐるが、何れも次の如く勤続年數に比例して定められる。

勤続年數	支給週數
一年以上	六 週 間
一年半以上	八 週 間
二年以上	一〇 週 間

三年以上	四年未満	一週
四年以上	五年未満	二週
五年以上		三週

(七) 短時間労働者に対する失業補償

事業の不振に基く工場内の轉業又は短時間労働の爲め、所得の減少を來した被備者に對しては、實收所得と全部失業の場合に給付さるべき補償金との差額を支給する。

(八) 轉職者と失業補償

失業者にして會社外の仕事に永久的に従事し、最早や會社との雇傭關係がなくなれば補償金の給付を停止する。會社外の仕事であつても臨時的のものであれば其の實收所得と休職前の所得との差額を補償金として給付するが、若し實收所得が休職前の所得と同額又は其れ以上の場合には給付停止となる。

(九) 補償金受領の條件

休職中の被備者が補償金を受取るには、會社の要求した報告書を提出することを要する。報告は一定の形式を備へた用紙に各休職者が就職の爲め如何なる手段を講じてゐるかを記載するのであるが、若し虚偽の事實を記載した時には補償金の受領権のみならず、會社との雇傭關係を喪失することとなる。

又休職者はロチエスター中央職業紹介所に登録し、就職口のある場合には紹介所は會社及び該休職者に通告する。此の場合に休職者は正當なる理由なくして就業を拒否するときは補償金の給付を停止される。

(一〇) 補償金受領権の讓渡禁止

被備者は失業補償金の受領権を他に讓渡することが出来ないのみならず、被備者の債権者と雖も受領権に對しては何等の差押権を有するものでない。

(一一) 保留條項

會社は次の場合には留保條項として補償金の給付を停止することになつてゐる。

1. 本制度の適用を受ける者は正規被備者に限り臨時被備者には適用しない。
2. 火災其の他天災地變に因り工場が破壊し、爲めに休職となつた者。但し斯かる被備者に對しては會社は任意的に補償することがある。
3. 同盟罷業其の他労働争議に基き直接、間接に發生する失業者。
4. 他に就業する爲めに必要なる手段を講ぜず、又は理由なくして轉業を拒否した休職者。
5. 解雇された者又は任意的退職者又は事業不振に基く以外の理由により退職した者。

6. 疾病、傷害、廢疾又は退職年金の手當を受けてゐる者。
7. 補償金を受けてゐる者の死亡した場合。
8. 失業基金が涸渇した場合。
9. 會社は任意的に何時にても制度の停止、變更をなし得る。

一二、共同基金醗金制度

全米電機製造業者協會の失業相互基金制度 (Mutual Unemployment Benefit Plan of National Electrical Manufacturers' Association)

(一) 適用範圍

勤続一年以上且つ年額二千五百弗以下の通常賃銀又は俸給の被備者は該基金に参加することが出来る。基金加入は文書に依り、又參加者は何時にても之れを解約することが出来る。

(二) 被備者平常醗金

被備者は基金加入の後五ヶ年間は「失業補償信託」に實收週給又は月給の1%を醗金する。但し醗出期間は基金管理人が其の都度適宜に定むるが、實收所得が平均通常所得の50%以上の場合のみに

限る。又本規定は失業者激増の爲め非常醗金規定を適用するときには當然停止せられる。

(三) 會社通常醗金

會社の醗出する通常醗金は被備者の通常醗金と同額である。

(四) 雇傭保障に對する特別醗金

會社は就業を調整して被備者に對し毎年支拂はるゝ賃銀又は俸給の最低50%を保障した場合に、被備者は實收週給又は月給の1%を醗金し、特別基金として積立てることになる。而して斯かる被備者が退職又は死亡したときには右の特別基金に利子を加へて本人又は其の承繼者に支拂はれる。

(五) 給付、貸付及返済

基金管理人は左の如く基金中より之れを支拂ふことが出来る。

1. 管理人は被備者又は退職者が緊急に必要なりと認められた場合には、會社及び該被備者の通常醗金總額の3%。
2. 六ヶ月以上醗金した被備者に對しては會社及び被備者の通常醗金總額の二七%に相當する貸付をなすことが出来る。但し貸付最高額は一人に付二百弗にして利息の有無は其の都度管理人に於て定める。

3. 右を支拂つた通常基金の残額、非常基金及び諸利子の合計金より諸経費を差引きたるものを以て失業補償金に充當する。

(六) 失業補償金

1. 會社が補償金を給付する失業者とは「仕事の拂底の爲め一時的に解雇された者」を意味するのである。而して該被傭者が會社内にて就職の機會を與へられたときには最早や失業者ではなくなる。又新職業は斯かる被傭者に依つて爲し得るものでなければならぬことは勿論、其の賃銀は失業補償額以上且つ通常賃銀の五〇%以上であることを要する。
2. 失業後の最初の二週間は待期として補償金を給付しないが、其の後は大體通常平均賃銀の五〇%を支給する。但し其の最高額は週額二十弗である。
3. 補償金の給付期間は管理人の定むる處であるが、其の最長期間は過去十二ヶ月間に十週間の割合になる。但し非常給付の場合は支給額及び期間は管理人に於て其の都度定むる。
4. 仕事拂底の爲め短時間労働に従事する者及び過去十三週間の中、平常賃銀の二週間分に該當する損失を蒙つた者は實收所得と失業補償金との差額だけ基金より給付を受けることになる。
5. 通常醜金による基金が涸渴し、非常醜金規定を適用した場合は管理人は獨斷にて補償金額及び

支給期間を定むることが出来る。

(七) 通常醜金停止と非常醜金

被傭者が一時的休職となり、又は短時間労働に従事し、且つ失業補償週額が全被傭者の通常平均所得の二%以上に達したときには通常醜金を停止して次の如く非常醜金規定を適用する。

1. 非常醜金規定の適用を受けた特定工場の事務員、監督及び職員にして所得が通常平均所得の五〇%以上の者に對しては其の實收所得の一%。
2. 其の他の被傭者は右の特定工場に於ける被傭者が負擔すべき非常醜金を分割醜出する。
3. 會社は被傭者と同額の醜金をなす。

(八) 退職及死亡

如何なる理由に因るも被傭者が退職し又は死亡したときには基金管理人は本人又は其の承繼者に醜出金を返還する。但し返還額は通常醜金より貸付其他該被傭者の屬する工場に於ける管理費を控除した額である。又右の場合には同額だけ基金より控除して會社に返還する。

(九) 採用方法

該補償制度は特定工場に於ける勤続一年以上且つ年額二千五百弗以下の賃銀又は俸給被傭者の六〇

%以上の賛成を得て初めて採用することになつてゐる。

(十) 「信託」の創設

會社は基金管理の方法として「トラスト」を設け、トラステーを選任して其の衝に當らしめる。トラステーは管理人よりの文書に依る請求あるに非らざれば基金よりの支出をなすことを得ない。トラステーは基金を投資し得るも、投資は米國政府、各州政府及び各都市の確實なる公債のみにして、且つ何時にても現金に引換へる必要があるから公債償還の満期は買入れの日より五ヶ年以内に限られる。

(十一) 管理費及管理方法

管理費(管理人の給料を含む)は本制度實施後の二ヶ年間は會社に於て之れを負擔し、其の後は會社と管理人との協議の上決定する。

管理の方法は工場を各單位毎に分割し、四名以上十六名以下の委員を以て管理委員會を組織し、委員會は規則の改正、補償金の給付、貸付、其の他の運用に必要な一切の事項を處理するものである。

(十二) 制度の廢棄

聯邦法又は州法に據り又は他の理由により、本制度を繼續することが不得策となつた場合には會社

は管理委員會と協議の上、四百日以前に廢棄の通告を發して之れを解散し得るものである。乍然、此の場合當該單位工場に於ける被傭者の六〇%以上が會社の支持なくして該制度の繼續を決定したときは、基金の五〇%を會社へ返還することになる。之れに反して被傭者の六六%三分の二が廢棄することに決定したときは、一般退職の場合と同じ基金の返還を受けるものである。

三、個人基金醜金制度

ヂェイ・アイ・ゲイ・ス會社貯蓄就業保險制度 (J. I. Case Company Employment Insurance with

Saving Plans — 實施期日 — 一九三一年十一月十六日)

(一) 適用範圍

本制度は勤続六ヶ月以上にして成績良好の者、且つ時間給及び出來高給の被傭者のみに適用する。従つて被傭者が昇進して月給制になつた場合には自動的に會社は醜金の停止を行ふ。但し此の場合當該被傭者は個人的に基金積立を繼續し得る。又本制度の下に於て會社と被傭者との間に締結する協定は一切個人的契約であると特に明記してゐる。

(二) 基金

會社及び各被傭者は毎月二回の賃銀支拂日に次の如く基金の積立を行ふ。

1. 基金が平均通常賃銀の六ヶ月分と同一額に達するまでは賃銀の五%。
2. 其の後基金が平均通常賃銀の一ヶ年分と同一額に達するまでは賃銀の二%。
3. 右の規定は被傭者が半ヶ月間に七十時間以上労働に服するに非らざれば適用しない。
4. トラステーは積立金を直ちに他の信託會社又は信託權を有する銀行に預入れるものであるが、被傭者の基金は各個人毎に一信託として取扱はれる。

(三) トラステー及び投資

1. トラステーは各個人基金をウイコンシン州法の下に組織された生命保險會社が投資し得る擔保證券に投資することを認められてゐる。
2. トラステーは個人基金を共同的に投資し得るも、其の純益は各個人基金の額に應じて按分せられる。
3. 會社はトラステーが辭任し又は其の職責を全ふし能はざるときには之を改任する權利を有する。

(四) 基金の引出し

1. 被傭者が基金を引出し得る場合は一般事業界が不振にして、會社が該被傭者を雇傭することが不可能となり、且つ被傭者が他に就業することが出来ない時に限られてゐる。加之、被傭者が具備すべき主なる條件は、(イ)基金引出しを事實上必要とすること、(ロ)失業が九十日に及びたる者、(ハ)引出し得る金額は過去十二ヶ月間に於ける半ヶ月平均所得の四〇%以内、(ニ)短時間労働に従事し且つ所得が平均所得の四〇%以下なる場合には、其の實收所得と四〇%に當る所得との差額は實際上必要があれば基金より引出し得る、(ホ)引出し最高額は半ヶ月に付四〇弗以内、(ヘ)引出しは個人基金を以て其の限度とし、(ト)被傭者が別に定めた「被傭者補償組合」又は「労働者災害扶助法」の下に補償を受けてゐるときには基金よりの引出しを停止する。但し該補償額が平均所得の四〇%以下にして事實上必要なる場合には引出し得ることになつてゐる。
2. 廢疾——被傭者が永久的に廢疾者となつたときには個人基金を限度として半ヶ月に付平均所得の四〇%以内より別に給付する廢疾手當を差引き基金より引出し得る。
3. 死亡及老年被傭者の退職——被傭者が年金を得て退職する場合若しくは年金に加入してゐない者が老齡の爲め永久的に退職した場合には、個人基金を限度として半ヶ月に付平均所得の四〇%以下を引出し得る。又被傭者が死亡した場合には其の妻又は子に對して右と同じ條件で基金を拂

出すことになる。

(五) 雇傭契約の終了及解雇

1. 雇傭契約が終了した被傭者が依然としてウイスコンシン州内に住居する場合には、將來事業界が不振となり一般的に失業者が増加するに至るまで基金を其の儘据置くものであつて、其の後斯かる事態が生じた場合には各基金を限度として半ヶ月に付平均所得の四〇%以下を引出し得る。
2. 雇傭契約が終了した被傭者がウイスコンシン州外へ永久的に其の住所を變更した場合には、三十日以前に豫告を發して該被傭者が醸出した基金及び其の利子を限度として全額を引出し得る。但し會社が醸出した基金及び其の利子は會社へ返還するものである。
3. 被傭者が不誠實なるか又は故意に會社の財産に損害を興へて解雇された場合には、該被傭者が醸出した基金及び其の利子のみを引出し得るが、此の場合は前記の1又は2に従ふべきものである。

四、個人及共同基金併用醸金制度

ウイスコンシン製造業者組合制度 (A. B. C. Plan of the Wisconsin Manufacturers' Association)

(一) 基金

1. 一九三三年七月一日以降、雇主は被傭者一人に對する基金が七十五弗に達するまでは少くとも、毎月一回支拂賃銀の二%を基金の一般會計へ醸出する。但し月給三百弗以上又は年額千五百弗以上の賃銀支拂を保證した場合には之れに對して醸金する必要はない。
2. 被傭者の参加は任意的であつて、加入した被傭者の賃銀が全部失業の場合に受ける補償額より超過してゐるときには、該賃銀の二%を基金の個人基金へ積立てる。但し被傭者の積立により個人基金が七十五弗に達した場合には爾後積立を停止する。
3. 個人基金が七十五弗以上に達した時と雖も、被傭者は積立を繼續することが出来る。此の場合雇主は被傭者と協議の上、同一額の積立をなし得る。但し其の最高額は過去十二ヶ月間に於ける被傭者所得の四分の一と定められてゐる。
4. 基金は産業委員會の承認した特定の信託會社に預入れ、投資に伴ふ利益又は損失は各個人基金に依り比例的に分配する。
5. 本制度に對する會社の責任は基金に對する積立金を其の限度と規定してゐる。

(二) 適用範圍

本制度はウイコンシン州内に於て雇傭せられ且つ二週間の見習期間を経過した全被傭者に適用するが、非適用者として除外される主なる者は、月額三百弗以上の所得者及び年額千五百弗以上の俸給を保障された者等である。

(三) 補償額

一九三四年七月一日以降失業する者に對しては次の要項に従つて補償金を給付することになつてゐる。

1. 全部的失業——一年の内四週間以上失業した者に對しては一週に付平均週給の五〇%、但し最高週額十弗、最低五弗と定む。
2. 部分的失業——實收週給が全部的失業の時の一週當りの補償額より少額なるときは其の差額を補償する。
3. 右の補償金は基金の一般會計（雇主の醸金よりなる）より支給するものであつて、給付期間は全部的失業の場合は失業以前の五十二週間に對し四週間毎に一週間の割合で定められ、部分的失業の給付期間は全部的失業の場合の補償額を限度として隨時其の期間を定む。
4. 以上の補償金給付が満了した後、且つ三十日以上に亘り他に補償されない疾病又は傷害の爲め

失業した者に對しては追加補償として前記の割合及び條件の下に個人基金より給付する。

5. 廢疾又は老齡に因り永久的に就業する能はざるに至り、又は死亡した場合には個人基金の殘額を全部的失業の場合に於ける割合に依り、本人又は其の承繼者に給付する。

聯合會設立ノ趣意

産業ノ振興ハ實ニ諸般國策ノ根幹ト爲ルヘキニ拘ラス時務動モスレハ之ヲ閉却シテ論議セラレ加之矯激ナル勞働並ニ社會運動力産業ヲ破壊シ國家ノ進運ヲ阻害スルノ虞漸次大ナラムトシツツアルハ齊シク憂慮ニ堪ヘサル所ナリトス此ノ秋ニ當リ全國ノ産業團體ノ緊密ナル聯契ヲ保チ社會及政治ノ推移ニ注視シテ平素ノ對策ヲ講究スルト共ニ産業經濟上共通ノ重要問題ニ付テハ共同ノ調査審議ヲ行ヒ之ニ關スル意見ヲ發表シテ輿論ヲ喚起シ且其ノ實現ヲ圖ルハ刻下ノ急務ナリト信ス

紋上ノ情勢ニ鑑ミル所アリ本年二月勞働組合法案對策協議ノ爲東京市ニ於テ開催セラレタル全國産業團體聯合協議會ニ於ケル全會一致ノ決議ニ基キ茲ニ關東、關西、中部、西部、北部ノ諸地方ニ各産業團體聯合會ヲ設立シ此ノ五地方聯合會ハ更ニ聯合シテ全國産業團體聯合會ヲ組織シ以テ其ノ目的ノ貫徹ヲ期シ邦家産業ノ發展ニ寄與セムトス

昭和六年五月

全國産業團體聯合會規約

- 第一條 本會ヲ全國産業團體聯合會ト稱シ事務局ヲ東京市ニ置ク
- 第二條 本會ハ左ノ地方聯合會ヲ以テ之ヲ組織ス
 - 關東産業團體聯合會 關西産業團體聯合會 中部産業團體聯合會 西部産業團體聯合會 北部産業團體聯合會
- 第三條 本會ハ全國ノ産業團體ニ共通ナル産業經濟上ノ重要問題ヲ研究審議シ並ニ之ニ關スル意見ノ發表及實現ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ノ重要事項ハ總會ニ於テ之ヲ決ス
 - 總會ハ地方聯合會ノ選出スル代表ヲ以テ之ヲ組織ス
 - 總會ハ常任委員會ノ決議ニ依リ會長之ヲ召集ス
- 第五條 本會ニ常任委員若干名ヲ置ク
 - 常任委員ハ總會ニ於テ之ヲ選舉シ其ノ任期ヲ一年トス
 - 常任委員會ハ總會ノ決議又ハ其ノ委任ニ基キ會務ヲ處理ス
- 第六條 常任委員ノ互選ヲ以テ會長一名ヲ定ム
 - 會長ハ本會ヲ代表シ常任委員會及總會ノ議長トナル
 - 會長事故アルトキハ他ノ常任委員之ヲ代理ス
 - 本會ニ顧問若干名ヲ置キ總會ノ決議ニ依リ之ヲ推薦ス
- 第七條 本會ニ理事若干名(内二名以内ヲ常務理事トス)ヲ置キ常任委員會ノ議ヲ經テ會長之ヲ任免又ハ囑託ス
 - 理事ハ常任委員會ノ指揮ヲ承ケ會務ニ從事シ事務局ヲ掌理ス
- 第八條 本會ノ經費ハ地方聯合會ノ分擔金及寄附金ヲ以テ之ヲ支辨ス
- 第九條 本規約ノ變更ハ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

附 則

第二條ノ地方聯合會ノ組織成立セルトキハ創立協議會ノ決議ヲ以テ創立總會ノ決議トス

創立當初ノ會長顧問及常任委員ハ創立協議會ニ於テ之ヲ推薦ス

全國産業團體聯合會役員

(イロハ順)

會長 男爵 郷 誠之助
 顧問 木村久壽彌太
 常任委員 有賀長文
 常任委員 (關東)
 磯村豊太郎 井坂孝
 井上敬次郎 橋本圭三郎
 濱田彪 本多貞次郎
 本間利雄 大橋新太郎
 大川平三郎 大塚榮吉
 武和三郎 谷口守雄
 根津嘉一郎 男爵中島久萬吉
 中川末吉 藤野銀次郎
 牧田環 藤原忠一
 近藤賢二 有吉忠
 三谷隆英 白石元治郎
 男爵四條英 宮島清次郎
 稲畑勝太郎 (關西) 長谷川正五
 小倉正恒 小畑源之助
 大澤徳太郎 岡崎忠雄
 片岡安 川西清兵衛
 金森又一郎 田中博

山口八左右 阿部房次郎
 森平兵衛 (中部)
 伊藤次郎左衛門 豐田利三郎
 岡谷惣助 岡本櫻
 大隈榮一 青木謙太郎
 三輪常次郎 廣瀬實光
 石橋徳次郎 (西部)
 渡邊福雄 太田勘太郎
 村上巧兒 貝島太市
 松本健次郎 安川清三郎
 大瀧甚太郎 (北部) 高洲鐵一郎
 平塚直治 池上駒衛
 井上昱太郎 小笠原榮治
 岩田彦二 渡邊鏡藏
 長田義彦 神坂静太郎
 寛正太郎 吉野孝一
 加藤理三郎 竹崎瑞夫
 吉見實 高柳松一郎
 竹歳萬治 小出外次郎
 福本義亮 小田慶吉
 三浦一 須崎義利
 膳桂之助

全國産業團體聯合會事務局

東京市麹町區丸ノ内一ノ二 日本工業俱樂部ビル内
 (電話丸ノ内〇六二四番)
 (振替東京七四七三四番)

地方産業團體聯合會事務所

關東産業團體聯合會 東京市麹町區丸ノ内一ノ二 日本工業俱樂部ビル内
 關西産業團體聯合會 大阪市西區土佐堀通一 大同ビル内
 中部産業團體聯合會 名古屋市中區大池町 名古屋商工會議所内
 西部産業團體聯合會 福岡市西中洲町 博多商工會議所内
 北部産業團體聯合會 札幌市北一條西二ノ一 札幌商工會議所内

の二%に達するときは非常
 積立を行はしむ
 同額を會計部より支出す
 同額を課したるも會社
 共同基金
 被備者が轉職したる場合と
 雖も失業補償權は移動せ
 ず。基金は共済組合に於て
 管理す。州失業保險法に據
 り新制度を案出さる
 基金は信託會社に預入れ、
 支給は會社及被備者の代表
 者を以て構成する失業基金
 委員會の指圖による。但し

無積立制度に於ては基金が
 過去十二ヶ月間に於ける最
 高支給の二%を醸出す

附錄 就業保障及失業準備金制度一覽表

Table with columns: 會社名, 採用期, 全労働者數, 適用労働者數, 適用範圍, 強制又は任意, 支給額及支給期間, 待期, 儲金制度又は無儲金制度, 個人基金, 其他の規定. Rows include companies like Columbia Conserve Company, Crockers McElwain, and J.I. Case Company.

失業補償制度

解雇手当制度

Dehewer & Hudson Railroad Corporation. 年一九二二. 約一〇〇名. 約九〇名. 勤続二ヶ年且期間保障加入. 年取千五百以下の者には週額十千五百を支給するが、但し最長は六週に止む。

全國產業團體聯合會編輯資料目錄

産業經濟資料

(實費郵稅共) 錢

第 1 輯	英獨米に於ける雇主團體と其の活動	20
第 2 輯	労働者災害扶助法及同責任保險法施行命令案要綱に對する意見並に參考資料	(無殘本)
第 3 輯	英國労働組合法制	25
第 4 輯	産業平和への道	10
第 5 輯	第十六回國際労働會議議題に關する參考資料	(無殘本)
第 6 輯	佛蘭西労働組合法制	15
第 7 輯	獨逸の經濟國家管理に關する緊急法規(上篇)	30
第 8 輯	獨逸の經濟國家管理に關する緊急法規(下篇)	15
第 9 輯	第十六回國際労働會議議題に關する意見並に參考資料	15
第 10 輯	英國の危機と労働組合	15
第 11 輯	國家主義團體一覽	(無殘本)
第 12 輯	米國に於ける雇主團體	10
第 13 輯	我國に於ける解雇手當制度の現状	(無殘本)
第 14 輯	米國労働爭議に對する裁判所の禁止命令制限立法に付て	15
第 15 輯	米國雇主の勞資關係觀と其の實際	20
第 16 輯	獨逸雇主組合の歴史と政策	30
第 17 輯	我國に於ける勞務者退職手當制度の現状	30
第 18 輯	商店法に關する調査	30
第 19 輯	賃銀制度論	(近刊)
第 20 輯	第十七回國際労働總會の議題に關する參考資料	20
第 21 輯	労働時間と失業	(無殘本)
第 22 輯	人事管理に就て	20
第 23 輯	第十七回國際労働總會概況報告	10
第 24 輯	米國に於ける失業準備金制度	10
號外(1)	労働組合法案に關する論議	(無殘本)
號外(2)	最近に於ける集團解雇の事例	(無殘本)
號外(3)	德富蘇峰氏筆「英國の危機」(England's Crisis)を讀む	5
號外(4)	日本労働組合會議の沿革と現勢	15

圖 表

1	日本労働俱樂部及全國勞農大衆黨の組織を中心とする主要労働組合の分野	5
2	左翼運動系統圖解	5
3	労働團體を中心とする無産政黨の動向	5
4	左翼運動系統圖	5

本會編纂の資料御希望の方には特に實費にて頒布致します。尙20部以上取纏め御申込の方には1割引に致しますから代金前拂若くは振替口座東京 74734番宛に御拂込下さい。

昭和八年九月三日印刷納本

昭和八年九月八日發行

編輯兼發行人	東京市品川區六井坂塚町地 四八五八番	秋 山 斧 助
印 刷 人	東京市品川區白河町四丁目一番地一 東京印刷株式會社内	松 井 方 利
印 刷 所	東京市品川區白河町四丁目一番地一	東京印刷株式會社
發 行 所	東京市麹町區丸ノ内一丁目二番地 日本工業俱樂部ビルディング内	全 國 産 業 團 體 聯 合 會 事 務 局

終

